

板橋区内の特別養護老人ホームへ申込みをする方へ

—— 申込書の提出前にご確認ください ——

入所対象者

- (1) 要介護3～5に認定され、常時介護が必要で居宅において介護を受けることが困難な方
- (2) 要介護1または2に認定され、以下の特例入所の条件に該当し、かつ居宅にて日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある方

< 特例入所 >

- ① 認知症である方で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

提出書類

- (1) 特別養護老人ホーム入所申込書（別紙1-1、別紙1-2）
- (2) 介護保険被保険者証のコピー

- ※ 要介護1又は2の方は、別紙1-3「特例入所調査票」を併せてご提出ください。
- ※ 要介護1又は2の方で、愛の手帳の交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、申込み時に施設に対して当該手帳を提示してください。

申込書の提出先

入所を希望する施設へ、持参または郵送により提出してください。

- ※ 区役所では受け付けできません。
- ※ 複数の施設に申込みする場合は、入所を希望する各施設に申込書を提出してください（コピー可）。
- ※ 各施設の連絡先は、別紙「区内特別養護老人ホーム問合せ先一覧」をご覧ください。

申込内容に変更があった場合

要介護度や住所等の変更があった場合は、入所申込書（別紙1）を再度ご提出ください。

申込書の有効期限

申込書の有効期限は、施設が申込書を受領した日の翌年末までです。

有効期限到来後も継続して入所を希望する場合は、有効期限の同年10月1日から12月31日までの期間に申込書を提出して再申請を行ってください。

- ※ 再申請をしなかった場合、その施設への申込みは取下げがあったものとみなします。
- ※ 再申請せずに有効期限が過ぎてしまった方で、引き続き入所の意思がある場合は、あらためて申込書を施設へ提出してください。

(例) 申込書受領日が令和7年4月1日の場合 → 令和8年12月31日まで有効
申込書受領日が令和8年1月1日の場合 → 令和9年12月31日まで有効

入所までの流れ

(1) 入所希望者名簿の作成

申込書を受領した施設は、「板橋区特別養護老人ホーム入所基準（別紙3）」に基づいて配点（第一次評価）し、各施設による優先順位付け（第二次評価）を行い、入所希望者名簿を作成します。

(2) 入所の決定にかかる審査

施設は、入所検討委員会を開催し、入所希望者名簿の順位に基づいて、優先度を判定する第二次評価の基準や判定結果についての審査を行います。

(3) 施設からの入所連絡

施設に空きが出ると、入所対象者となった方に、施設から直接連絡があります。施設からの連絡後、面接調査等を実施し、入所に支障が無いことが確認できた場合、契約を結び入所となります。

入所連絡があったときに申込者の都合で保留の申し出があった場合は、当該施設の入所申込みについては取下げがあったものとみなします（入院等特別な事情がある場合は除きます）。

入所申込みの取下げ

入所希望者が次のいずれかに該当した時は、申込書を提出した施設に特別養護老人ホーム入所申込取下届（別紙2）を提出してください。

- ① 死亡したとき
- ② 入所の意思がなくなったとき
- ③ 申込み後に他の特別養護老人ホームに入所したとき
- ④ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき

板橋区 健康生きがい部

介護保険課 施設整備・事業者指定係

（電話）03-3579-2253

※入所に関するご相談は、各施設に直接お問い合わせください。